

令和4年10月介護報酬改定に伴う
介護予防・日常生活支援総合事業の
介護職員等ベースアップ等支援加算の
創設について

高松市 長寿福祉課

◆訪問型・通所型サービス<基本単価>

変更なし

◆訪問型サービス<加算・減算・上乗せ分>

	従前相当サービス	サービスA
初回加算	200単位	-
生活機能向上携加算	(I) 100単位/月 (II) 200単位/月	(I) 100単位/月 (II) 200単位/月
介護職員処遇改善加算	(I) 所定単位×13.7% (II) 所定単位×10% (III) 所定単位×5.5%	-
介護職員等 特定処遇改善加算	(I) 所定単位×6.3% (II) 所定単位×4.2%	-
介護職員等ベースアップ等 支援加算	新規 所定単位×2.4%	-
同一建物減算	×90%	×90%
特別地域加算	15%	15%
中山間地域小規模事業所加算	10%	10%
中山間地域サービス提供加算	5%	5%
有資格者による サービス提供加算	-	-

◆通所型サービス<加算・減算・上乗せ分>

	従前相当サービス	サービスA	サービスC
生活機能向上グループ活動加算	100単位/月	100単位/月	-
運動器機能向上加算	225単位/月	-	-
栄養アセスメント加算	50単位/月	-	-
栄養改善加算	200単位/月	150単位/月	150単位/月
口腔機能向上加算	(I) 150単位/月 (II) 160単位/月	150単位/月	150単位/月
選択的サービス 複数実施加算	(I) 運動・栄養・口腔のうち 【2つ実施】480単位/月 (II) 運動・栄養・口腔のうち 【3つ実施】700単位/月	栄養・口腔 【いずれも実施】 480単位/月	栄養・口腔 【いずれも実施】 480単位/月
事業所評価加算	120単位/月	-	-
サービス提供体制 強化加算	(I) 事・支1 88単位/月 事・支2 176単位/月 (II) 事・支1 72単位/月 事・支2 144単位/月 (III) 事・支1 24単位/月 事・支2 48単位/月	-	-
生活機能向上連携加算	(I) 100単位/月 (3月に1回を限度) (II) 200単位/月 (運動器機能向上加算を算定している場合 100単位加算)	200単位/月	-

◆通所型サービス<加算・減算・上乘せ分>

	従前相当サービス	サービスA	サービスC
口腔・栄養スクリーニング加算	(I) 20単位/月 (II) 5単位/月 (I、IIともに6月に1回を限度)	-	-
栄養スクリーニング加算	-	5単位/回(6月に1回を限度)	-
科学的介護推進体制加算	40単位/月	-	-
介護職員等処遇改善加算	(I) 所定単位×5.9% (II) 所定単位×4.3% (III) 所定単位×2.3%	-	-
介護職員 特定処遇改善加算	(I) 所定単位×1.2% (II) 所定単位×1.0%	-	-
介護職員等ベースアップ等 支援加算	新規 所定単位×1.1%	-	-
利用定員を超える場合の減算	×70%	×70%	-
看護・介護職員の員数が 基準に満たない場合の減算	×70%	×70%	-
中山間地域サービス提供加算	5%	17単位	-
若年性認知症利用者受入加算	240単位	-	-
同一建物減算	事・支1 -376単位/月 事・支2 -752単位/月	-87単位/回	-

◆ケアマネジメント費

変更なし